

## 社会福祉法人三篠会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三篠会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 理事長については理事長の報酬に関する規程を適用し、本規程は適用しない。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、法人の業務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、法人の業務執行の対価として、業務執行の都度、報酬を支給するものとする。

### (報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 非常勤役員である全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。
- 3 非常勤役員である全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 4 非常勤役員である役員等の報酬の額は、別表1のとおりとする。

### (費用弁償)

第5条 役員等が法人業務のため旅行したときは、その費用の実費を弁償する。ただし、常勤役員でこの法人の職員としての立場を有する者に対しては、この法人の旅費規程に基づき、旅費を支払う。

- 2 前項の費用弁償の額は、別表2のとおりとする。
- 3 第1項の費用弁償の額は、役員等の居住地から最も経済的な通常の順路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。
- 4 第2項別表2の交通費及び宿泊費については、旅行の目的、用件などを考慮し、適当と認められるときは、その実費を支給する。

### (規程の改正)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別表 1

区 分	報酬の額（1日につき）
理 事 長	理事長の報酬に関する規程による。
常勤役員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員	一律 4時間以上の場合 20,000円 4時間未満の場合 10,000円
監 事	一律 4時間以上の場合 20,000円 4時間未満の場合 10,000円
評 議 員	一律 4時間以上の場合 20,000円 4時間未満の場合 10,000円

別表 2

事 項	費用弁償額
宿 泊 費 (1夜につき)	13,100円
交 通 費	規程第5条第3項の規定により計算した、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の額

## 理事長の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三篠会（以下「法人」という）の理事長の報酬について定めるものである。

(理事長の報酬)

第2条 この規程で定める理事長の報酬は、法人の人事、労務、財務、運営等の職務を統括し、法人のために週2日以上、継続かつ定期的に活動する理事長に対し、職務執行の対価として支払う。

2 理事長には、賞与を支給しない。

3 理事長の報酬は、月額1,000,000円を上限として、勤務実態に即して評議員会が定める。

4 理事長の報酬額は、評議員会において、法人の業績と理事長の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ、前項の上限内で見直すことがある。

(通勤費)

第3条 理事長の通勤費については、給与規則に準じて支給する。ただし、本規程第6条に定める職員の職務を兼務し、給与規則により職員として通勤手当の支給を受ける場合は、本規程に基づく通勤費は支給しない。

(支払方法等)

第4条 理事長の報酬の計算期間、支払日、支払方法及び控除金等については、給与規則を準用する。

(費用弁償)

第5条 理事長が理事会、評議員会に出席及び法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、この法人の旅費規程に基づき支払う。

(兼務)

第6条 理事長が評議員会の承認を得て職員の職務を兼務したときは、職員としての給与は給与規則により支給する。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。